

菊川水系黒沢川流域水害対策協議会規約（案）

（設置）

第1条 特定都市河川浸水被害対策法第六条に基づき「菊川水系黒沢川流域水害対策協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい黒沢川流域において、流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持・向上を図り、水防災に対応したまちづくりとの連携や住まい方の工夫等により、流域内のあらゆる関係者が協働して統合的かつ多層的な水災害対策を効果的かつ円滑な実施を図るため協議及び連絡調整を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある委員をもって構成する。なお、必要に応じて代理を置くことができるものとする。

2. 協議会には会長を置くものとし、会長は国土交通省中部地方整備局長が務める。
3. 協議会の招集は会長が行う。
4. 会長は座長を指名し、座長に協議会の運営、進行を任せることができる。
5. 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある委員以外の者の協議会への参加を求めることができる。
6. 協議会は、必要に応じて幹事会を設置することができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

2. 菊川水系黒沢川流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議
3. 上記計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の評価
4. その他、上記計画に関して必要な事項

（会議の公開）

第5条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等について速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2. 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(幹事会)

第7条 幹事会には幹事長・副幹事長を置くものとし、幹事会については別表2の職にある者をもって構成する。

2. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所、静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和 年 月 日から施行する。

菊川水系黒沢川流域水害対策協議会 組織

〈河川管理者・都道府県知事・市町村長・下水道管理者〉

機関	役職	備考
国土交通省 中部地方整備局	局長	会長
静岡県	知事	
菊川市	市長	

〈学識経験者・関係機関・住民等〉

機関	役職	備考
一般社団法人 地域国土強靱化研究所	末次 忠司 顧問	
東海大学	田中 博通 名誉教授	
静岡地方気象台	台長	
農林水産省 関東農政局	農村振興部長	
平川地区防災連絡会	水野 貞幸 会長	

菊川水系黒沢川流域水害対策協議会 幹事会 組織

〈河川管理者・都道府県知事・市町村長・下水道管理者の協議会構成員が属する組織〉

機関	役職	備考
国土交通省 中部地方整備局	浜松河川国道事務所長	幹事長
静岡県	くらし・環境部建築住宅局 住まいづくり課長	
静岡県	くらし・環境部建築住宅局 建築安全推進課長	
静岡県	経済産業部農地局 農地計画課長	
静岡県	経済産業部農地局 農地保全課長	
静岡県	経済産業部森林・林業局 森林計画課長	
静岡県	経済産業部森林・林業局 森林保全課長	
静岡県	交通基盤部道路局 道路整備課長	
静岡県	交通基盤部道路局 道路保全課長	
静岡県	交通基盤部河川砂防局 河川企画課長	副幹事長
静岡県	交通基盤部河川砂防局 河川海岸整備課長	
静岡県	交通基盤部河川砂防局 土木防災課長	
静岡県	交通基盤部河川砂防局 砂防課長	
静岡県	交通基盤部都市局 都市計画課長	
静岡県	交通基盤部都市局 土地対策課長	
静岡県	交通基盤部都市局 生活排水課長	
静岡県	総務部 西部地域局 副局長	
静岡県	経済産業部 中遠農林事務所長	
静岡県	交通基盤部 袋井土木事務所長	
菊川市	建設経済部長	
菊川市	生活環境部長	

〈関係機関・住民等の協議会構成員が属する組織〉

機関	役職	備考
静岡地方気象台	防災管理官	
農林水産省 関東農政局	農村振興部 洪水調節機能強化対策官	
住民代表者	黒沢川排水機場操作員	
住民代表者	菊川市農業委員	